

## 船舶インシデント調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和5年7月15日 10時30分ごろ
発生場所	京都府宮津市無双ヶ鼻 <sup>むそうがはな</sup> 東方沖 宮津黒埼灯台から真方位150° 3.0海里付近 （概位 北緯35° 33.3′ 東経135° 17.1′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年8月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約2.8m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力1.49kW、回転数毎分 5,000、1気筒、ボア48mm、使用燃料ガソリン、機関製造年 月不詳
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、操縦者ほか同僚1人が乗り、釣り場を移動しようとして航行中、船外機が停止した。 操縦者は、船外機の始動を試みたが始動しなかったため航行不能と判断し、118番通報して救助を要請した。 本船は、来援した巡視艇により、宮津市栗田漁港 <sup>くんだ</sup> へえい航された。 整備業者は、本インシデント後に船外機を点検したところ、キャブレターに少しずつ浸入した海水の塩分が固まって付着し、キャブレターが閉塞して燃料が供給できなくなっていることを確認した。 操縦者は、船外機を購入した令和2年12月ごろから、潤滑油や点火プラグの交換、キャブレターに溜まった燃料抜きなどの整備を自身で行っていたが、キャブレターの点検や清掃を行ったことはなかった。 船外機の取扱説明書によれば、キャブレターは運転時間100時間又は6か月ごとに点検整備を行うことが推奨されていた。
分析	本船は、船外機のキャブレターの点検が約2年7か月実施されていない中、航行中、キャブレターが少しずつ浸入した海水の塩分の固着により閉塞したことから、燃料が供給できなくなって船外機が停止し

	<p>て始動できなくなり、運航不能になったものと推定される。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船が、船外機のキャブレターの点検が約2年7か月実施されていない中、航行中、キャブレターが少しずつ浸入した海水の塩分の固着により閉塞したため、燃料が供給できなくなって船外機が停止して始動できなくなったことにより発生したものと推定される。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船外機を搭載するミニボートの操縦者は、船外機の取扱説明書に推奨された運転時間又は期間ごとにキャブレターの点検を行い、機関整備業者、販売店の整備担当者等による清掃や調整を行うことが望ましい。</li> </ul>